

退学手続について

卒業以前に、希望により学籍を離れる場合は、学生証を添えて退学の手続きを行ってください。

(1) 手続

退学を希望する学生は、次の書類を提出してください。

①退学願（所定用紙）

②学生証

■退学願は必ず学生本人および保護者等の自筆・捺印により作成してください。

■やむを得ない事情がある場合は郵送での提出を認めますが、必ず記録に残る郵便（書留等）で送付してください。

■提出後、学部運営委員会の審査を経て正式に決定します。決定後、保護者等に郵送で通知します。

■奨学金を受けている場合、退学の意思が決定した時点で、速やかに奨学課へ届け出てください。

(2) 学費

退学をする場合でも、各学期において定められた期日を過ぎて申請した場合には、該当する学期の学費を全額納入する必要があります。

申請日		4/1～4/14	4/15～9/30	10/1～3/31
学 費	春学期	免除	徴収	徴収
	秋学期	免除	免除	徴収

※申請日とは、当学部に出学願が提出された日のことです。

※上記の締切期日が、学部事務所の閉室日にあたる場合は、直前の学部事務所開室日が締切日となります。

※退学願の提出が、学費の引き落とし日の直前（約1か月）の場合、学費が免除となる期間であっても、学費が引き落とされる場合があります。その場合は、引き落としの1～2か月後に届出口座に返金します。必ず退学願を提出する際に、直近の学費の支払について事務所に確認してください。上表の学費を「徴収」する日付の場合、一切返金しませんのでご注意ください。

※新入学した学生が退学する場合は、すでに支払われた最初の学期の学費は返金しません。

※学費を「免除」の期間を過ぎて退学を申請された学生のうち、退学願提出時点で当該学期分の学費を未納の場合は、「学費未納による抹籍（措置退学）」の扱いとなります。